

GLAX 体操スクール 利用規約 一部追記のお知らせ

保護者の皆様

平素より、GLAX 体操スクールの課外教室の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、GLAX 体操スクールの利用規約につきまして、一部説明が不足していたことから、複数のお問い合わせをいただきました。そのため、皆様により分かりやすくご理解いただけるよう、説明が不足していた内容について、利用規約の一部を追記いたしました。

お忙しいところ恐縮ではございますが、改めて内容をご確認いただけますと幸いです。引き続き、GLAX 体操スクールの運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【変更箇所】

第 7 条 会員は、所定の金額を本スクールに納めるものとする。また、次の各号に定める会費を納入しなければならない。なお、既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。1.月会費税込み¥6,100 とする。月会費は、指導の対価として消費税込みの金額とする。月会費は次の各号に定める手続きで支払う。(1) りとせ保育会による代行での振替(2) 現金による月謝袋で支払い(振替が何らかの理由で出来ない場合)※練習回数が毎月同数とならない場合でも毎月同額となる。※現金徴収の場合、会費の金額をそろえ、お釣りのないように支払う。※会員が会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し又は退会させることがある。

【2026 年 9 月 1 日追記】※月会費は、原則として利用月の前月に支払うものとする。入会月については、入会月分の月会費に加え、翌月分の月会費についても入会月中に支払うものとする。翌月分の支払方法は、振替手続きが完了している場合は振替とし、振替手続きが間に合わない場合は現金での支払いとする。

第 10 条 本スクールの退会を希望する方は、所定の期日までに書面にて届け出なければならない。振替がある場合は、原則として退会前に振替を完了する。

【今回追記】2. 退会希望月の 20 日前までに退会の申告を行った場合、退会希望月以降の月会費は発生しないものとする。退会希望月の 20 日前を経過した後に申告した場合は、理由の如何を問わず、既に発生又は納入した当該月の月会費について返金を行わないものとする。

第 17 条 本規約は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。[その他] 振替 災害や悪天候及び当社の都合により臨時休講となった場合は、振替日を設定する。

【今回追記】振替日に会員が参加できなかった場合は、その理由の如何を問わず、原則として月会費その他の費用の返金を行わないものとする。ただし、本スクールの都合等により振替日の案内又は決定が直近となった場合については、会員の予定その他の事情を確認・相談の上、本スクールの判断により、別日への振替その他の対応を考慮するものとする。

ご不明な点がございましたら、園または GLAX 体操スクールまでお問い合わせください。

令和 8 年 9 月 1 日(金)

GLAX 体操スクール